

三光鳥

カンコウチョウ

40周年 特別号

2025(令和7)年7月吉日

発行 静岡法律事務所・弁護士法人静岡法律事務所
弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス

代表連絡先：静岡法律事務所 <http://shizu-law.jp>

〒420-0867 静岡市葵区馬場町43-1

電話054-254-3205 F A X 054-253-5009



静岡法律事務所グループニュースNO.10

暑中お見舞い申し上げます

当事務所は創立40周年を迎えました。

静岡法律事務所は、本年6月、事務所創立40周年を迎えました。地域に根ざした法律事務所として、主として市民の皆様、中小企業の皆様の力になりたいと、法律相談や事件受任、その他を通して様々な法的サービスを提供してきました。

今後とも、地域の皆様とともに歩んでいく所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

静岡法律事務所一同

SHIZUKA LAW OFFICE
静岡法律事務所
弁護士法人静岡法律事務所



復
帰
の
ご
挨拶



【16年ぶりに馬場町の土を踏んで】

私は、1974年7月から1975年12月まで、静岡の地で司法修習の実務修習を行いました。裁判修習中に見た佐藤久弁護士、白井孝一弁護士の姿はあこがれの的で、私は修習終了後その事務所に入所しました。佐藤弁護士は、薬害スモン訴訟も一段落を迎えた1985年6月、静岡市研屋町に静岡法律事務所を開設し、私もそれに参加しました。

その後、私は、独立した佐藤弁護士の後を継いで1996年に2代目の所長となり、2004年には現在の馬場町の3階建の新築建物に事務所を移しましたが、2009年に独立して、ふたば鷹匠法律事務所を開設しました。

しかし、2019年の弁護士法人静岡法律事務所設立に参加して、静岡法律事務所グループ入りし、今年2月、静岡法律事務所の皆様のご理解を得て、事務所創立40周年という記念すべき年に事務所に復帰しました。今後とも変わらぬご好意を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

弁護士 伊藤 博史

入
所
の
ご
挨拶



このたび、静岡法律事務所に入所いたしました弁護士の大石光輝（おおいしこうき）です。私は静岡県牧之原市出身ですので、出身地である静岡県で弁護士として活動できることを大変うれしく思っております。依頼者・相談者の声によく耳を傾けるとともに、今できることに一生懸命に取り組んで、最善の弁護活動を尽くせるように努力していきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

弁護士 大石 光輝

ひとこと

弁護士 大多和 暁

弁護士 望月正人



皆様 当事務所は創立40周年を迎えました。これまでの皆様方のご厚情に深く感謝申し上げます。何とかあと10年弁護士を続けさせていただいて、事務所の50周年と若い弁護士の成長を見届けたいと思っています。今後とも、何卒宜しくお願い申し上げます。
また、あと数か所に迫った日本の世界遺産訪問も、着実に制覇したいと思っています。
世界で戦火が絶えない中、日本の平和を守ることの重要性をひしひしと感じています。



私が当事務所に入所したのは、平成9年4月のことですが、早いものでもう28年の月日が過ぎました。ですから、事務所40年の内で、私はその約4分の3の時間を過ごさせてもらっているということになります。

入所当時は、弁護士3名、事務局5名というこじんまりとした2階建ての素朴な事務所でしたが、今や総勢約30名にも及ぶ大事務所になってしまいました。

私は、私なりの事務所の理想像というものがありますが、ここまで発展し、多くの人材を集め、地域や弁護士会に貢献できたことは誇りに思っているのではないかと思います。

この積み上げた40年の成果を次の世代に繋いで行くのは、若い弁護士の先生方の熱意と努力にかかっていると思いますので、がんばって頂きたいと思う次第です。

弁護士 池田剛志



「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず。よどみに浮ぶうたかたは、かつ消えかつ結びて、久しくとどまりたるためしなし。」(方丈記より)。民事裁判のIT化が急速に進行し、裁判所に行く回数も大幅に減り、時の流れを実感しています。IT化の波に飲まれないよう、日々勉強していく所存ですので、今後とも、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

弁護士 植松真樹



静岡法律事務所40周年に際して、創立以降、お世話になった皆様に心より御礼申し上げます。

今後も、依頼者様、相談者様、地域の皆様からの信頼をお寄せいただけるよう、日々の業務に誠実に取り組むと共に、事務所憲章にあるよう、社会正義の実現、弁護士会の活動への積極的な参加、地域社会への奉仕を目標に掲げ、その名にふさわしい、地域を代表する事務所として成長できればと思います。

今後関係各所の皆様のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

弁護士 古澤一樹



年末に「もう1年経つのか」と感じるように、事務所創立40周年を迎え、私は、30周年時から「もう10年経つのか」と感じています。弁護士と事務局とで日々を積み重ねてきたのだなあ。今後も同じように、50周年、60周年と歩んで行きましょう。

ただ、月日の経過を早く感じるのは「トキメキがなくなったから～」だそうです。「ボーッと生きてんじゃねーよ！」と叱られないよう、今後はトキメキながら日々を積み重ねていきたいですね。

弁護士 菅野雄児



早いもので入所してから16年目の年を迎えました。

これまで大変なことも少なからずありましたが、それ以上に依頼者の方からいただいた感謝のお言葉が印象に残っており、私の生きる原動力になっています。これも静岡法律事務所あつてのことですので、現在のメンバーはもちろんのこと、これまでの40年間に当事務所の礎を築き、支えてくださった皆様に心から感謝申し上げます。

今後も感謝の気持ちを忘れず、日々精進して参ります。

弁護士 伊東達也



静岡法律事務所40周年という節目の年を迎えて、振り返ってみると、ついこの間事務所30周年行事をやったばかりだったのに、時が経つのは早いものだと感じています。

事務所30周年の時は、まだ入所して数年しか経っておらず、後輩もわずかでした。40周年を迎え、気が付けば後輩も増え、中堅とも言えるポジションになっていました。入所してから、事務所に貢献できたか分かりませんが、50周年に向けてできる限り貢献できるよう精進して参りたいと思います。

弁護士 伊藤博史



【趣味】音楽鑑賞(クラシック)

山登り・テニス

【家族】妻・子供2人

【今一番やりたいこと】

もっと家族を大切にする(できれば)。

【今後の抱負】

パソコンをできるようになること

弁護士 井上将宏 (三島オフィス)

三島オフィスは開設から3年目を迎えました。まずは、最初の10年を目指して、これからも地域に寄り添ったリーガルサービスの提供に努めたいと思います。また、静岡県に移住してから始めた趣味の登山も、挫折することなく無事に2年目を迎えました。豊かな自然の中に身を置き、身体の隅々まで血液が行き渡る感覚が生きている充実感を教えてくれます。こちらの方もできるだけ長く続けていきたいと思っています。

【三島オフィス事務局】 歴史ある事務所のお祝いに立ち会えて光栄です。長年本所で弁護士を支えてきたスタッフを尊敬します。次は50周年!! (^▽^)

弁護士 上野哲郎

私は、数年前から、長期休暇などに日本城郭協会が認定した日本100名城を中心に妻と城跡めぐりをしています。城跡めぐりの醍醐味は、石垣、土塁などを見て歴史に思いをはせること、山城については山登りでちょうどよい運動になることです。

今後も城跡めぐりを続けられるよう、体力作りをしていきたいと考えています。

弁護士としても今後一層精進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

弁護士 窪田幹洋

静岡法律事務所の40周年という節目に在籍できたことを大変喜ばしく思っております。

私は、縁あって静岡法律事務所に入所しております。大多和先生も時折「縁」という言葉をおっしゃられますが、私も「縁」を感じながら、「縁」を大事にしながら、人生において様々な選択をしています。せっかくいただいた静岡法律事務所との「縁」を今後も大事にしながら、静岡法律事務所のさらなる発展に少しでもお役に立てればと考えております。

弁護士 丸山大貴

事務所が創立40周年を迎えること知ったとき、その歴史の重みに驚きました。40周年を迎えるまでに、事務所を支えてきた弁護士と事務員が共同で積み重ねた多くの努力と苦労があったことは想像に難くありません。40歳の事務所から見れば昨年12月に弁護士となった私はまだ赤ん坊のようなものですが、知識と技術の習得・習熟を怠らず、誠実に仕事に取り組み、わずかながらでも事務所の発展に寄与することができるよう努めてまいります。

事務局2階A班

事務所創立40周年、万歳!!

- ・入所させていただき、早31年。長きにわたりお世話になりまして、ありがとうございます。事務所の益々の発展に少しでも貢献できるよう頑張ります。
- ・記念すべき日を一緒に祝えることを嬉しく思います。さらに10年後のお祝いができる日を今から楽しみにしています。
- ・時流の移り変わりに伴い事務の内容も変化していますが、遅れることなく取り組んでいきたいと思っています。

事務局2階B班

祝・創立40周年/

40周年という大きな節目を心より喜んでいきます。先生方が数々の困難を乗り越え、多くの信頼と実績を積み上げられてきたその歴史は、私たち事務局にとっても大きな誇りです。これからの益々のご活躍を祈念するとともに、楽しい毎日が続くことを願っています!

弁護士 桐山圭悟

40年間もこの事務所が存続して来れたのは、この事務所を必要としてくれた依頼者さんたちが常にいてくださったからです。そのような方々のご要望に実際どこまで応えることができるかはさておき…、そのご要望を叶える力になりたいという思いを大切に、目の前の依頼者さんたち一人一人が少しでも幸せに近づけるような仕事を着実にこなして参ります。

弁護士 小川寛大

今年で30歳になりました。学生の頃はもっと大人に見えていた年齢ですが、自分がその年になってみると、まだまだ大人になりきれしていないと感じることが多いです。弁護士としては、なんとか4年目を迎えました。入所当初は広く感じていたデスクや本棚も、今では書類や書籍で手狭に感じます。自分の40歳、そして事務所の50周年に向けて、まずは健康に気をつけて日々を過ごしていきたいと思います。

弁護士 金光誉樹

静岡で弁護士として歩み始めて早三年目、温暖な気候と豊かな自然に恵まれたこの地で休日に名所やグルメを巡ることが私の原動力になっています。休日に駿河湾の美しい海岸線や雄大な富士山を眺めるたび、この豊かな自然が静岡の穏やかな暮らしを育んでいるのだと実感し、未来へ守り継ぎたいという思いを強くいたします。

この素晴らしい環境のもとで地域の皆様と共に安心して暮らせるよう、法律の面から支えることが私の使命です。「ただ弁護士になるのではなく、弁護士として活躍するのだ」という初心を忘れず、一人でも多くの皆様に「相談してよかった」と思ってもらえるよう、これからも研鑽を続けて参ります。

弁護士 末高裕之

静岡法律事務所創立40周年という節目に立ち会えたことを嬉しく思います。私は、弁護士としては2年目に入ったところですが、事務所に関わらせていただいている期間は事務局時代を含めれば5年となります。その間に多くの所属弁護士の先生方の独立する姿を見てきました。

50周年時に、私が弁護士としてどのような立ち位置にいるかまだ想像も出来ませんが、様々な依頼に対応出来る弁護士になっていれるように日々精進していきたく考えています。

弁護士 大石光輝

4月1日より入所いたしました大石光輝です。私はまだ他の弁護士と共同で事件に取り組むことが多いのですが、その際には、過去にお任せいただいた方や、そうした方からの紹介でお越しいただいた方の多さに驚かされます。40年の歴史に恥じない仕事ができるように、相談者・依頼者の声をよく聴くこと、その人に合った解決策に気付き実行するための研鑽を欠かさないことの二点を心掛けていきます。

よろしくお願い申し上げます。

事務局3階班

- ・40周年をともに喜んでいきます。事務所に貢献できるより一層気を引き締めて努めて参ります。
- ・記念すべき日を一緒に迎えて嬉しく思います。ありがとうの気持ちを忘れないよう心掛けていきたいと思っています。
- ・在籍20年あまり。近頃は、記憶も怪しく…。老化現象と闘いつつ、事務所のために頑張ります。
- ・40周年を迎えた歴史ある事務所に在籍させて頂いていることに感慨深いものがあります。何事にも真摯に取り組まれていらっしゃる先生方のお役に立てるよう、微力ながら頑張っていきたいと改めて思いました。

無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できないこと、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご活用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約ください。

無料法律相談

【静岡法律事務所】054-254-3205

火曜相談・木曜相談 18時～20時

土曜相談・日曜相談 13時半～16時

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

〒411-0848 静岡県三島市緑町5-21

金曜相談 18時～20時 055-943-5350



特集

いわゆる「フリーランス法」の施行について 弁護士 大石 光輝

2024(令和6)年11月1日、いわゆる「フリーランス法」(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)が施行されました。今回の特集では、同法についてご紹介します。

1. フリーランス法の概要

フリーランス法とは、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、主として、フリーランスの方と業務委託契約を結ぶ発注事業者に、書面などによる取引条件明示などの義務を課す法律です。

2. 保護されるフリーランスとは誰か

業務委託で仕事を受ける個人や法人で、従業員を使用していない者です。代表者が1人で、他の役員も従業員もいない法人は、この法律で保護されるフリーランスに当たります。

3. 発注事業者にどんな義務が課されるか

発注事業者の性質、業務委託期間で異なります。

(1) 発注者が事業者でないとき フリーランス法で義務は課されません。

(2) 発注者が事業者であるとき 書面やメール等で取引条件を明示する義務が課されます。

(3) 発注者が従業員を雇っている(or法人で役員が2人以上いる)とき

①発注したものを受け取ったときから60日以内の報酬支払期日を設定して報酬を支払う義務 ②募集情報に誤解を生じさせる表示をせず、正確かつ最新の内容に保つ義務 ③ハラスメント対策のための体制を整備する義務が課されます。

(4) (3)の場合かつ業務委託の期間が1か月以上であるとき

①受領拒否 ②報酬減額 ③返品 ④買いたたき ⑤指定したものの強制購入をさせること ⑥利益を提供させたり給付内容の変更・やり直しをさせたりしてフリーランスの方の利益を不当に害すること、が禁止されます。

(5) (3)の場合かつ業務委託の期間が6か月以上であるとき

①フリーランスの方の妊娠・出産・育児・介護に配慮する義務 ②契約解除や契約不更新の場合、30日前までに書面やメール等で予告する義務、が課されます。

4. 違反をされたらどうすればいいか

オンラインや郵送で違反を行政機関に申し出ることができます。また、弁護士に相談することで解決に向けて行動することができます。

5. 違反をしてしまったらどうすればいいか。

違反行為を自発的に申し出る窓口が公正取引委員会に設置されています。また、弁護士に相談することでトラブルを未然に防いだり、発生したトラブルを解決したりするために行動することができます。

ひとこと

参議院選挙の結果、与党が参議院でも過半数割れとなり、混沌とした状況となっている。一方、排外主義の風潮が助長されないかとの懸念も高まっている。選挙結果が、実質賃金の上昇、再審法改正や選択的夫婦別姓制度の導入などに繋がって行くことを願っている。また、エネルギー政策についての活発な議論を期待したい。

静岡法律事務所グループの事務所と所属弁護士

静岡法律事務所グループは、2つの法律事務所とそれを繋ぐ弁護士法人静岡法律事務所からなる県内最大の法律事務所グループです。

【静岡法律事務所】

弁護士 大多和 暁	弁護士 望月 正人	弁護士 池田 剛志	弁護士 植松 真樹
弁護士 古澤 一樹	弁護士 菅野 雄児	弁護士 伊東 達也	弁護士 伊藤 博史
弁護士 桐山 圭悟	弁護士 上野 哲郎	弁護士 小川 寛大	弁護士 窪田 幹洋
弁護士 金光 誉樹	弁護士 丸山大貴	弁護士 末高裕之	弁護士 大石光輝

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

弁護士 井上 将宏



【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額(主として月額3万円～)の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を随時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになります。また継続的な関係の中で、顧問会社(組合)の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイスが可能となります。

さらに顧問会社(組合)の紹介による初回の相談料は無料ですし、契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社(組合)の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員(組合員)への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

三光鳥(サンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。

鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホシ(星)、ホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題といたしました。

